

利用調整基準表

(基準の考え方)

- * ランクはＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄ、Ｅ、Ｆ、Ｇ、Ｈ、Ｉの順に利用調整の優先順位が高いものとします。
- * 利用調整に当たっては、基準表に基づき保育の必要な事由によりＡ～Ｈの順に区分し、その他の世帯状況を調整指数として加減点することで、総合的に保育の必要な程度を判定し、利用決定の優先順位を判断します。
- * 育児休業からの復職に伴う申込みで、教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書「育児休業からの復職意思の確認」欄において、「希望する保育所等に入所できない場合は育児休業の延長も許容できる」を選択した場合は、ランクを下げる取扱い（Ｉランク）とします。Ｉランクの場合も希望する施設の定員に空きがある等の場合には利用決定します。
- * 父母でランクが異なる場合は、優先順位の低いランクを適用します。
- * 就労時間が日によって異なる場合は、平均的な勤務時間で判断します。
- * 部分休業・時短勤務の方のランクは休業がない場合の勤務時間で判断します。
- * 勤務（就労）時間は、残業時間を含まず休憩時間（上限１日１時間）を含んだ規定の時間を指します。
- * 複数の保育の必要な事由に該当する場合、主たる要件のランクを基に利用調整します。

(基準日について)

- * 就労等により現在すでに保育の必要な状況にある場合、申請時点での状態を保育利用申込書に記載してください。
- * 現在は保育の必要はないが、利用予定月から保育の必要な状況がある場合は、利用希望日の属する月の予定を保育利用申込書へ記載してください。
- * 利用申込み以降状況が変わった場合、速やかに社会福祉事務所まで申出てください。

保育の必要な事由	保護者が保育できない理由・状況		ランク	その他の世帯状況
就 労 (※1)	１日４時間以上かつ週４日以上勤務に該当する場合	１週４０時間以上勤務	A	【ランクアップ項目】 ①については３ランクアップします。
		１週３０時間以上勤務	B	
		１週２４時間以上勤務	C	
		１週１６時間以上勤務	D	
	１日４時間以上かつ週４日以上勤務には該当しないが、月６４時間以上働いている		F	②～⑤については各項目１ランクずつアップします。 ②について、既に施設を利用している子どもが障害児認定を受けている場合は２ランクアップします。
	就労予定		(※2)	
産 前 産 後	出産又は出産予定日の前後各８週間の期間にあって、出産の準備又は休養を要する		H	①～⑤の複수에該当する場合は３ランクアップを上限とします。Ａランクに達した場合やＩランク及び※４の場合は、１ランクアップを２点とし、調整指数に読み替えます。 ①ひとり親世帯等 ②既にきょうだいを利用している施設への申込 ③乳児専門保育所・準乳児専門保育所・小規模保育事業所・家庭的保育事業所等の卒園児 ④生計主宰者の失業 ⑤認定こども園を利用している子どもが１号から２号に認定区分が変更になり、引き続き当該施設の利用を希望する場合
病 気・けが	入院または入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で常に病臥している場合		A	
	通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時困難な場合		B	
	通院加療を行い、月１６日以上かつ週１６時間以上の安静が必要で保育が困難な場合		D	
障 害	通院加療を行い、月１６日かつ週１６時間に満たない安静が必要で保育が困難な場合		H	
	身体障害者手帳１～２級、精神障害者保健福祉手帳１～２級、愛護手帳（療育手帳）の交付を受けていて、保育が常時困難な場合		A	①～⑤の複수에該当する場合は３ランクアップを上限とします。Ａランクに達した場合やＩランク及び※４の場合は、１ランクアップを２点とし、調整指数に読み替えます。 ①ひとり親世帯等 ②既にきょうだいを利用している施設への申込 ③乳児専門保育所・準乳児専門保育所・小規模保育事業所・家庭的保育事業所等の卒園児 ④生計主宰者の失業 ⑤認定こども園を利用している子どもが１号から２号に認定区分が変更になり、引き続き当該施設の利用を希望する場合
	身体障害者手帳３級または精神障害者保健福祉手帳３級の交付を受けていて、保育が困難な場合		B	
	身体障害者手帳４級の交付を受けていて、保育が困難な場合		D	
親族の介護	病人や障害者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月２０日以上かつ週４０時間以上保育が困難な場合		A	①ひとり親世帯等 ②既にきょうだいを利用している施設への申込 ③乳児専門保育所・準乳児専門保育所・小規模保育事業所・家庭的保育事業所等の卒園児 ④生計主宰者の失業 ⑤認定こども園を利用している子どもが１号から２号に認定区分が変更になり、引き続き当該施設の利用を希望する場合
	病人や障害者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月１６日以上かつ週２４時間以上保育が困難な場合		C	
	病人や障害者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月１６日以上かつ週１６時間以上保育が困難な場合		E	
災 害 復 旧 へ の 従 事 等	震災、風水害、火災その他の災害により自宅や近隣の復旧にあたっている、または感染症拡大時等において社会機能の維持のために事業継続が必要と国等が指定する事業等に従事している（但し、本市が定める期間に申込をした者に限る。）		A	①ひとり親世帯等 ②既にきょうだいを利用している施設への申込 ③乳児専門保育所・準乳児専門保育所・小規模保育事業所・家庭的保育事業所等の卒園児 ④生計主宰者の失業 ⑤認定こども園を利用している子どもが１号から２号に認定区分が変更になり、引き続き当該施設の利用を希望する場合
就 学	就職に必要な技能習得のために職業訓練校、専門学校、大学等に月１６日以上かつ週３０時間以上就学している		C	
	就職に必要な技能習得のために職業訓練校、専門学校、大学等に月１６日以上かつ週２４時間以上就学している		D	
	就職に必要な技能習得のために職業訓練校、専門学校、大学等に月１６日以上かつ週１６時間以上就学している		E	
求 職 中	求職中		H	①～⑤は優先順位ではありません。
育児休業中の利用（３歳以上に限る）	当該年度復帰予定の復帰時点前月まで		(※3)	
	翌年度以降の復帰		H	①～⑤は優先順位ではありません。
そ の 他	児童福祉の観点や子どもの発達支援のために、社会福祉事務所長が特に必要と判断した場合		(※4)	

(※1) 内職または自営業専従者及び家族従業者の場合は就労実態に基づくランクから１ランクダウンします。

(※2) 就労予定の場合は就労時点就労実態に基づくランクから１ランクダウンします。

(※3) 復帰当月時点就労実態に基づくランクから２ランクダウンします。

(※4) 当該子ども・世帯の状況に応じてランク、利用先を社会福祉事務所長が別途判断します。

調整指数

< 調整指数について >

同じランクで並んだ場合、世帯や子どもの状況に応じて加点・減点を行い、点数の高い順に優先順位が高いものとします。

保育の代替手段	指数	備考
乳児専門保育所、準乳児専門保育所、小規模保育事業所、家庭的保育事業所等の卒園児	5	
育児休業からの復職	3	
申込時点で保育の必要な事由があり、申込児を認可外保育施設等に有償で預けている	3	世帯の最終適用ランクが「就労予定」「求職中」以外による場合であり、契約書等証明資料等がある場合に限る。ただし、育児休業からの復職により加点されている場合は除く。
申込児を6 5歳未満の親族に預けている	-1	世帯の最終適用ランクが「就労予定」「求職中」以外による場合に限る。
同一区内(支所管内にお住まいの方は同一支所管内)に保育可能な6 5歳未満の祖父母あり	-1	
保育可能な6 5歳未満の祖父母と同居している	-2	
利用施設の変更申込の場合 (乳児専門保育所、準乳児専門保育所、移管・統廃合予定の保育所(※1)、小規模保育事業所、家庭的保育事業所等からの変更申込及び既にきょうだいが施設を利用している場合の同一の施設への変更申込を除く)	-1	

(※1) 移管・統廃合予定の保育所からの変更申込とは、移管又は統廃合の期日が公表されている保育所からの変更申込でかつ、当該子どもの利用決定期間が当該期日を超える場合に限る。

世帯の状況	指数	備考
保護者が身体障害者手帳所持1・2級、愛護手帳所持、精神障害者保健福祉手帳所持1・2級の一つに該当する場合	5	父母個別の適用ランクが「障害」以外による場合であり、障害者手帳等証明資料がある場合に限る。
保護者が身体障害者手帳所持3級以下又は精神障害者保健福祉手帳所持3級で保育に著しく負担がかかる場合	3	
保護者が身体障害者手帳所持1・2級、愛護手帳所持、精神障害者保健福祉手帳所持1・2級の一つに該当する場合	3	父母個別の適用ランクが「障害」による場合であり、障害者手帳等証明資料がある場合に限る。
保護者が身体障害者手帳所持3級以下又は精神障害者保健福祉手帳所持3級で保育に著しく負担がかかる場合	2	
同居の家族内に身体障害者手帳3級以上、愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている者がいて、保護者が日常的に介護している場合(当該子ども又は保護者がこれらの手帳を持っている場合は除く)又は、同居の家族内に要介護1以上の認定者がいて日常的に介護している場合(在宅介護に限る)	2	父母どちらともの適用ランクが「親族の介護」以外による場合であり、障害者手帳や介護保険証等証明資料がある場合に限る。
別居の家族内に身体障害者手帳3級以上、愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている者がいて、保護者が日常的に介護している場合(当該子ども又は保護者がこれらの手帳を持っている場合は除く)又は、別居の家族内に要介護1以上の認定者がいて日常的に介護している場合(在宅介護に限る)	1	
保護者が継続的な入院、通院を必要としているきょうだい児の介護を行っている(施設入所、通所・通学の付添については含まない)	3	父母個別の適用ランクが「親族の介護」による場合に限る。
保護者が通信制大学、通信教育学生である	-1	父母個別の適用ランクが「就学」による場合であり、そのランクが世帯の最終適用ランクとなっている場合に限る。
生活保護世帯	1	
利用開始希望年度において、1 8歳に達した以後の最初の3月31日までのお子さんが3人以上いる世帯の第3子以降に該当する場合	1	

就労の状況	指数	備考
単身赴任	2	
毎月2回以上の夜勤を伴う勤務がある	1	
継続して3カ月以上就労をしている場合	1	父母個別の適用ランクが「就労予定」「求職中」による場合であり、そのランクが世帯の最終適用ランクとなっている場合に限る。
勤務実績が1カ月未満である	-1	父母個別の適用ランクが「就労予定」「求職中」以外による場合であり、そのランクが世帯の最終適用ランクとなっている場合に限る。
名古屋市内の保育所、認定こども園及び地域型保育事業所等に勤務する保育士等（※2）	2	

（※2）勤務場所として名古屋市私立幼稚園における預かり保育拡充事業、名古屋市私立幼稚園における一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）及び病児・病後児デイケア事業実施施設を含み職種として、保育士、幼稚園教諭、保育教諭、看護師、准看護師、保健師を含む。

ひとり親世帯等	指数	備考
ひとり親世帯等で65歳未満の同居親族がいない場合	3	
ひとり親世帯等で65歳未満の同居親族がいる場合	1	

きょうだいの状況	指数	備考
既にきょうだいが施設を利用している場合で、同一の施設に利用申込する場合	5	（※3）
（きょうだいどちらかの利用施設に変更申込する場合を含む。同一施設の利用調整にのみ適用）		
きょうだいが同一の施設に利用申込する場合	4	
申込児が多胎児（双子、三つ子等）である場合	2	
申込児以外に利用申しない未就学児がいる	-1	

（※3）既に施設を利用している子どもが障害児認定を受けている世帯で、ランクアップ前のランクがAまたはBの場合や、Cランク以下で②のランクアップ項目以外によりランクアップしている場合の指数は8点とし、その他のランクの場合は指数を0点とする。

施設・事業所の希望順位	指数	備考
第1希望の施設・事業所	2	
第2希望の施設・事業所	1	

<同一ランク・同一指数で並んだ場合の優先順位表>

同一ランク・同一調整指数で並んだときは、以下の順に優先します。

1	きょうだいと同一施設への利用が見込める場合
2	当該施設の希望順位が高い場合
3	保育の必要な事由間の優先順位（①～⑨の順） ①災害復旧への従事等 ②病気・けが、障害 ③就労 ④親族の介護 ⑤就労（内職・自営協力者） ⑥就労予定 ⑦就学、育児休業中の利用 ⑧産前産後 ⑨求職中
4	世帯の所得が低い場合（※）
5	その他の世帯状況（施設との近接性・保育の必要な事由にかかる拘束時間・祖父母の状況等）から、より保育が必要である場合

（※）所得とは、合計所得金額をいう。また、未申告や所得が確認できない場合は、最下位として扱う。